

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

就労環境整備計画（変更）書

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）就労環境整備計画（変更）書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

なお、本申請時点において、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届について、届出漏れがないことを申し添えます。また、本申請における就労環境整備措置は、就労環境整備計画期間中に退職を予定している外国人労働者のみを対象とするものではありません。

年 月 日

労働局長 殿 事業主 住所 〒  
 （ 公共職業安定所経由） 又は 名称  
 代理人 氏名

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の氏名等を、下欄に人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給に係る事業主（計画者）の氏名等を記入し、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の氏名等を、下欄に社会保険労務士の氏名等を記入してください。

事業主又は 住所 〒  
 社会保険労務士 名称  
 （提出代行者・事務代理者） 氏名

① 事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号	— —	② 外国人雇用状況届出の届出状況	<input type="checkbox"/> 届けている / <input type="checkbox"/> 届けていない ※「届けていない」の場合、助成金の支給を受けることができません。
--------------------------	-----	------------------	--

③ 就労環境整備計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------------	---------------

④ 就労環境整備措置	雇用労務責任者の選任 就業規則等の多言語化	+	<input type="checkbox"/> 苦情・相談体制の整備 <input type="checkbox"/> 一時帰国のための休暇制度の整備 <input type="checkbox"/> 社内マニュアル・標識類等の多言語化
------------	--------------------------	---	---

⑤ 国等からの補助金等（本助成金を含む）の受給の有無	有（ ） ・ 無
----------------------------	----------

⑥ 申請書作成担当者		電話番号	
------------	--	------	--

社会保険労務士記載欄 （提出代行・事務代理者）	作成年月日	氏名	電話番号

※ 処理欄 （労働局記入）	受理年月日		認定年月日	
	認定番号			
	他の助成金の活用の有無			
	備考			

※決裁欄（労働局使用）	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

【提出上の注意】

- この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を抹消してください。また、変更申請の場合は、標題の(変更)を○で囲んでください。
- この計画書は、事業主(企業単位)の主たる事業所(通常、本社となります。)の所在地を業務担当区域とする都道府県労働局に提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所(ハローワーク)に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせください。
- この計画書は、4に掲げる書類と共に就労環境整備計画期間の初日から6か月前の日から1か月前の日までに提出してください。
- この計画書を提出する場合は、次の書類を添付してください。

<input type="checkbox"/>	導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の多言語化」の概要票(様式第 a - 1 号別紙 1)
<input type="checkbox"/>	導入する「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」及び「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の概要票(様式第 a - 1 号別紙 2)
<input type="checkbox"/>	事業所における外国人労働者名簿(様式第 a - 1 号別紙 3)
<input type="checkbox"/>	事業所確認票(様式第 a - 2 号)
<input type="checkbox"/>	就労環境整備措置を導入するにあたり多言語化する予定の就業規則等 ※ 労働条件通知書又は雇用契約書を多言語化する場合は対象となる外国人労働者のうちいずれか1名分を提出してください。
<input type="checkbox"/>	就労環境整備措置を新たに導入するにあたり変更する予定の就業規則又は労働協約の案 ※ 導入する就労環境整備措置が「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」の場合に限ります。
<input type="checkbox"/>	導入する就労環境整備措置に係る外部機関又は専門家等が作成した見積書(写) ※ 見積書は、就労環境整備措置の導入・実施に要する費用の合計額その他、内訳が明確に記載されているものを提出してください。 ※ 1社分で可。
<input type="checkbox"/>	多言語化する社内マニュアル・標識類等 ※ 導入する就労環境整備措置が「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の場合に限ります。また、事業所内の標識類を多言語化する場合は掲示等されている実物を撮影した写真を提出してください。 ※ 就労環境整備計画期間内に社内マニュアル・標識類等を新たに作成する場合は、外部の機関又は専門家等に見積書の作成を依頼した際は提示した仕様書(完成予定品が確認できるもの)等を提出してください。
<input type="checkbox"/>	外国人労働者雇用労務責任者講習を受講した場合には、外国人労働者雇用労務責任者講習受講証明書(写)、又は就労環境整備計画期間に受講予定の場合には受講予定が分かる書類(写)
<input type="checkbox"/>	その他管轄労働局長が必要と認める書類

- 導入する就労環境整備措置の内容等、当該計画の内容に変更が生じるときは、計画の変更を申請していただく必要があります。変更の際は、この様式を計画変更書として使用します。変更の申請は、変更の内容によって提出期限等が異なりますので、詳細な手続きや記入方法についてはあらかじめ労働局にお問い合わせください。なお、変更の申請がなされず認定された計画との違いがある場合、本助成金の支給を受けることができない場合があります。
- 過去に就労環境整備計画の認定を受けている場合、新たに就労環境整備計画の認定を受けることができるかどうかの確認が必要です。詳細はお近くの労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。
- その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力ください。
- 支給申請するときは、必要な書類の整備又は提出が必要です。

【記入上の注意】

- ②欄は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条第1項に規定する外国人雇用状況届出を適切に届け出ているかについて、「 届け出ている /  届け出していない」のいずれかに「」してください。「 届け出していない」の場合は、本助成金の支給を受けることはできません。
- ③欄には、就労環境整備計画の期間(最初に就労環境整備措置を導入する月の初日を起算日とする3か月以上1年以内の期間)を記入してください。なお、この期間内に就労環境整備措置を導入し、対象事業所における外国人労働者に実際に実施することが必要です。
- ④欄は、「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の多言語化」に加え、導入する就労環境整備措置全てに「」してください。なお、「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の多言語化」の導入は必須です。
- この計画書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等(本助成金を含む。)を受給している(予定を含む。)場合は、本助成金の支給対象とならない場合があります。⑤欄には、受給の有無及び受給している(予定を含む。)補助金等の全てについてその名称を記入してください。書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。
- ⑥欄は、この計画書の内容を把握している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

【書類等の保管】

本助成金の支給を受けた事業主は、申請に当たって提出した書類等について、本助成金の支給日から5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示又は提出を求められたときは、速やかに提示又は提出してください。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

【本助成金の支給を受けるための条件】

- 1 「外国人労働者離職率」が15%以下となっている事業主であること（ただし、就労環境整備措置の実施日の翌日における雇用保険一般被保険者である外国人労働者数が2人以上10人以下の事業所の場合で、就労環境整備措置の実施日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間における離職による雇用保険一般被保険者である外国人労働者の資格喪失者数が1人の場合を除く。）及び就労環境整備措置の実施日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間で継続して雇用されている者が1人以上いること。ただし、厚生労働省が委託して実施している外国人労働者雇用労務責任者講習を受講し、かつ就労環境整備措置の実施日の前日から起算して6か月前の日までの期間について、対象事業所において雇用保険被保険者である外国人労働者を解雇等していない場合、上記に該当することについて確認を行わない。
- 2 就労環境整備計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から就労環境整備計画期間の末日までの期間について、雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合（重責解雇に該当する離職を除く。）で解雇等していないこと。  
なお、「解雇等」とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勸奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。
- 3 過去に本助成金を受給している事業主が就労環境整備計画を提出する場合、本助成金の最後の支給決定日の翌日から起算して3年間が経過している事業主であること。

※ この他にも条件がありますので、お近くの労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。